

【参考】「受動喫煙を防止するための条例」骨格と具体的な例

＜条例の骨格＞

1. 条例の目的
2. 目的達成のための手法
3. 規制をする場合の範囲や方法
4. 違反者に対する罰則の有無
5. 罰則以外で実効性を担保する方法

◎その他、目的達成に必要な事項について、幅広く御審議ください。

(具体的な例)

目的達成のための手法

- 喫煙の規制
- 店舗前の灰皿撤去
- 社会全体に対する意識啓発

など

実効性を担保する方法

- 巡回指導（パトロール）
- 違反者に対する過料の徴収（罰則）
- 効果測定（定点観測など）

など

規制の範囲

- 市内全域
- 特定の範囲
  
- 道路
- 公園
- 駅前広場
- 駐車場
- 子どもや妊産婦、病人等が主に利用する施設（※）の周辺  
※学校、幼稚園、保育所、こども園、病院、診療所など
- 代替の無い施設（※）の周辺  
※駅、停留所、市役所、公共施設など

- 私有地（※）を含む・含まない  
※私道、店舗駐車場、駅ビル通路など

- 時間帯による規制の変更

など

その他

- 関係者（※1）に責務（※2）を課す  
※1 市、市民、事業者、喫煙者、喫煙所設置者、市民活動団体、健康づくり関係者、保護者など  
※2 施策に協力する義務、受動喫煙しない環境整備の義務など
- 地元町会・鉄道事業者・大学などと連携した駅前キャンペーン
- 積極的に取り組んでいる企業・団体の表彰
- 自動車内での喫煙の取り扱い

など